

相続人代表者指定届出書を提出される方へ

●相続人代表者指定届出書とは

相続が確定するまでの間、お亡くなりになった方宛ての文書(納税通知書、還付通知書等)の受け取りや手続きなどを行っていただく方を、相続人の中からお一人、相続人代表者として指定していただくものです。なお、本届出を提出したことによって、相続が確定するものではありません。(裏面に相続人の説明あり)

●相続放棄をされる方

相続人代表者指定届出書の提出はせず、**相続放棄申述受理証明書等**(相続放棄をした際、裁判所より発行されるもの)の写しの提出をお願いいたします。 ※ 立川家庭裁判所へのお手続きが必要です。

相続人代表者指定届出書は以下の業務で共有します。

| | | | |
|--|------------------|--|--|
|  | 市民税・都民税 森林環境税 | 1月1日現在の住所地で、その年度分が課税されます。 | 本庁2階 課税課 (市民税係) TEL: 042-338-6821 |
|  | 固定資産税 | 1月1日現在多摩市に土地・家屋等、不動産を所有している方に課税されます。 | 本庁2階 課税課 (土地・家屋償却資産係) TEL: 042-338-6834 |
|  | 軽自動車税 | 原付バイクや大型バイク、軽四輪等をお持ちの方(普通車は東京都へ)⇒廃車・譲渡等の手続きが必要です。詳細は、お問合わせください。 | 本庁2階 課税課 (諸税係) TEL: 042-338-6832 |
|  | 納税について | 税金の未納、還付がある場合や、口座振替の停止・変更の手続きが必要な場合があります。ご相談ください。 | 本庁2階 納税課 (収納管理担当) TEL: 042-338-6852 |
|  | 国民健康保険 | 保険証書、葬祭費、高額療養費はお問合せください。 ● 問い合わせ先 : 042-338-6824 税額変更通知書を送付します。 ● 税額について : 042-338-6840 | 本庁1階 保険年金課 (国保担当) ※問い合わせ先は 左記参照 |
|  | 後期高齢者医療 | 資格確認書、葬祭費、高額療養費はお問合せください。 保険料変更通知書や還付通知書を送付します。 | 本庁1階 保険年金課 (後期高齢者医療担当) TEL: 042-338-6807 |
|  | 介護保険 | 65歳以上または介護認定を受けていた方の介護保険被保険者証等をご返却ください。 高額介護サービス費の口座変更(対象の方のみ) | 本庁1階 介護保険課 TEL: 042-338-6901/ 042-338-6907 |

●相続人とは

民法第887条から第890条までの規定により相続権を有する一定の親族のことです。

常に相続人・・・配偶者

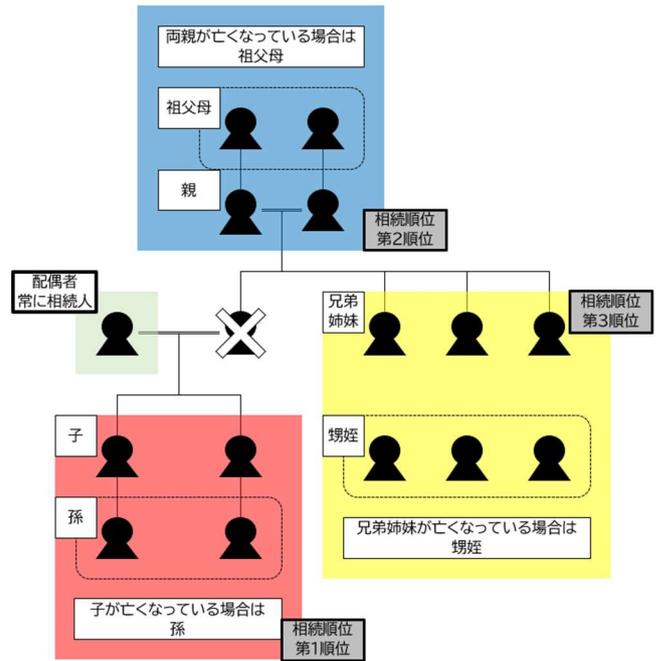
第1順位・・・子

第2順位・・・父母

※第1順位の方がいない場合

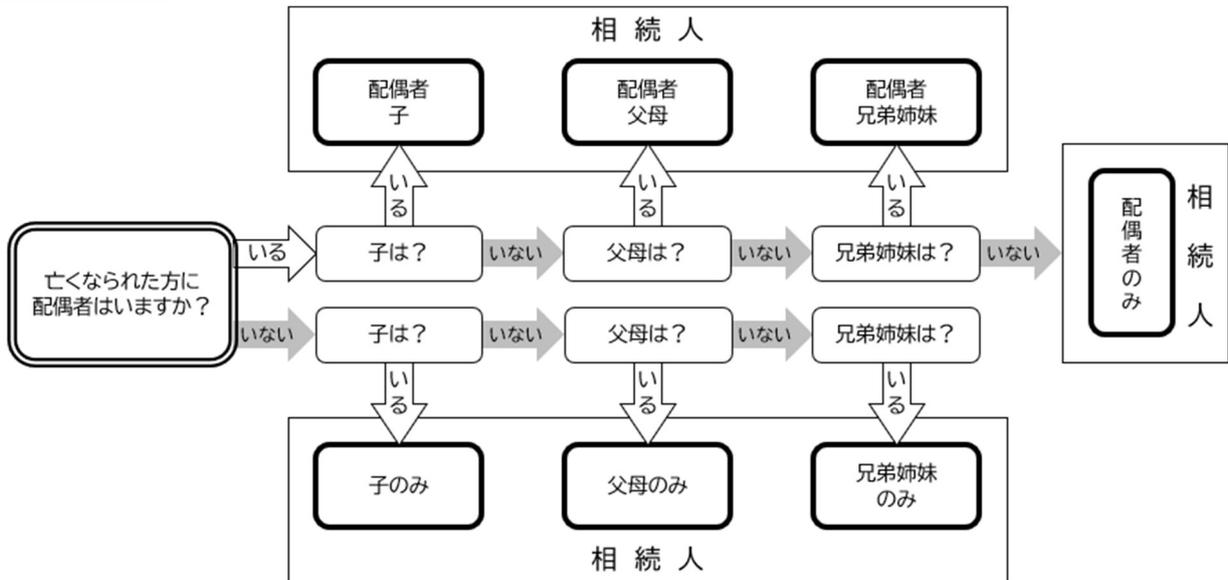
第3順位・・・兄弟姉妹

※第1順位、第2順位の方がいない場合



※ 遺言書・公正証書等がある場合はこの限りではありません。

法定相続人確認表



根拠法令

●地方税法第9条第2項 【相続による納税義務の承継】

納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務は相続人に承継されます。亡くなられた方(被相続人)に未納の税金、還付等がある場合は、納税、還付等は相続人が承継することになります。

また、相続人が2人以上いる場合、各相続人は民法第900条から902条に定められた「相続分」に応じて、被相続人の地方団体の徴収金を按分して納付しなければならないとされています。

●地方税法第9条の2 【相続人からの徴収の手続】

被相続人の地方団体の徴収金(税金等)があり相続人が複数いる場合、相続人の中から被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)や還付に関する書類を受け取る代表者を指定することができます。

指定した場合、「相続人代表者指定届出書」を市へ提出することになっています。